

# 「新型コロナウイルス感染症対策」について

## 【 登校前及び家庭で必ずしてほしいこと 】

1 検温・健康観察シートへの記入 (※入室前に確認するので、忘れずに持ってきて下さい！)

家族や同居者の健康観察を確認

※地域の感染レベル2・3 ⇒ 家族の発熱者の記載欄検温し、記入欄の(有・無)に○を記載する。

**家族に風邪症状がある場合は登校を控えて下さい。(出席停止)**

〔風邪症状〕発熱に限らず、風邪症状(倦怠感(体のだるさ)、咳、鼻水、咽頭痛(のどの痛み)、嗅覚・味覚障害、頭痛、腹痛、下痢)等

※病院受診し、風邪症状がコロナではなく別の疾患によるものと判明した場合は、兄妹等は登校可能となります。

2 持ち物の確認

□検温カード

□マスク (マスクは、替えも持たせて下さい。)

□タオル・ハンカチ (こまめな手洗い及び咳エチケットの指導)

□水筒持参のご協力をお願いします。(特に夏場は、こまめな水分補給で熱中症対策にもなります。)

3 規則正しい生活習慣(早寝・早起き・朝ごはん)の徹底

規則正しい生活習慣を定着し、免疫力を高めましょう。

## 【 新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席の判断基準 】

[参照: 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン、宮古島市教育委員会等]

(1) 児童の感染が判明した場合 → **出席停止**

(2) 児童が濃厚接触者に特定された場合 → **出席停止**

(3) 児童が濃厚接触者ではないが、家族が濃厚接触者の場合や検査を受けている場合

|           | レベル1 | レベル2・3 |
|-----------|------|--------|
| 児童に風邪症状あり | 出席停止 | 出席停止   |
| 児童に風邪症状なし | 登校可  | 出席停止   |

R3年4月2日現在  
レベル 2

(4) 児童及び家族が濃厚接触者ではないが、発熱等の風邪症状がある場合

|                                   | レベル1 | レベル2・3 |
|-----------------------------------|------|--------|
| 児童に風邪 <u>症状あり</u>                 | 出席停止 | 出席停止   |
| 児童に風邪 <u>症状なし</u><br>※同居家族に風邪症状あり | 登校可  | 出席停止   |

※但し、上記症状が新型コロナウイルスではなく別の疾患によることが判明した後に欠席する場合は(基礎疾患等)病欠となる。

日々状況が変化していて感染予防への対策も変わってきています。その都度、お知らせしていますが、子ども達の健康観察をしっかりと、健康で安全に学校生活を送ることができるようサポートしていきたいと思っております。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、関連HPもご活用下さい。

(関連HP: 文科省、厚生労働省、国立感染症研究所、日本感染症学会、日本学校保健会HP等)



【保護者のみなさま】

宮古島市立狩俣小学校  
校長 松原 伸一  
(公印省略)緊急事態宣言下における  
発熱や風邪症状がある児童への対応について(お願い)

平素より、本校の感染症対策へのご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

現在、沖縄県は独自の緊急事態宣言を出されておりますが児童生徒の感染者や濃厚接触者または検査を受ける者の増加傾向にあります。

宮古島は、一斉休業中で感染対策をとっていますが、学校再開後の発熱や風邪症状がある場合は以下の対策へのご協力をお願いいたします。

## 記

## 1 目的

本県において、発熱等の風邪症状を有した者が受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例があることから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるため、以下の対応を致しますので、ご協力よろしくお願い致します。

2 対象者 緊急事態宣言終了日までに発熱等の風邪症状を発症した者

3 対象期間 地域の感染レベルが3の学校(緊急事態終了日まで)

**\* 現在宮古島の地域の感染レベルは3となっています。**

## 4 対応について

(1) 発熱等の風邪症状(息苦しさ、強いだるさ、嗅覚・味覚異常、咳、喉の痛み、頭痛、鼻水、下痢、吐き気、嘔吐)がある場合は、**かかりつけ医や医療機関受診**をお願い致します。  
※但し、アレルギー性鼻炎などの基礎疾患症状は除く。

(2) 受診の際には、「**再登校の基準**」について**診察医に確認**をお願い致します。  
※医師の指示で自宅療養した場合、その期間は出席停止の扱いとします。

(3) 受診しなかった場合について

## 【再登校の基準】

解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも**72時間(3日間)**が経過していること。自宅療養の期間は出席停止の扱いとします。

|             | 病院受診状況 | 登校について                  |
|-------------|--------|-------------------------|
| 児童に発熱等の症状あり | 受診済    | 出席停止<br>(医師の指示期間)       |
|             | 未受診    | 出席停止<br>(症状消失後 72 時間経過) |

## 5 陰性証明書、治癒証明、登校許可証について

上記証明は**すべて不要**です。電話連絡にて学校にご連絡下さい。

※裏面もご参照下さい。